

野迫川村山村親子留学 契約書

(趣 旨)

第1条 野迫川村で山村留学を希望する児童生徒（以下「留学生」という）が、地域の人々の交流を深めながら健全な育成を図り、教育の充実、向上を促進することを目的として本契約を結ぶものとする。

(義 務)

第2条 山村親子留学（野迫川村に親子又は家族で移住し留学すること）を希望する保護者を甲とし、これを受け入れる野迫川村を乙とし、住宅の賃貸及び就学については、児童福祉の理念に基づき、児童生徒のより良い生活を実現するとともに健全育成のため双方が誠意をもってあたるものとする。

(期 間)

第3条 留学生は、義務教育対象年齢の者とし、その期間は、1年間（4月1日から翌3月31日まで）とする。ただし、留学の継続を希望する場合は、年度ごとに契約を更新するものとする。

(経 費)

第4条 甲は、住宅使用料として別途契約する家賃の額を毎月20日までに野迫川村に支払うものとする。

(手 続 き)

第5条 住居を移すことや転学など生活するために必要な手続きは、乙の協力を得て甲が行うものとする。

(責 任)

第6条 次に掲げる事項などに問題が生じた場合の責任の一切は、甲が負うものとする。

- (1) 留学生が著しく学校運営や学校教育に支障をきたす言動を起こした場合に、甲と乙が協議し、甲はその決定に従うものとする。
- (2) 山村親子留学に関し、困難な問題が生じたとき、又は生じる可能性が明確なときは、甲と乙が協議し、甲はその決定に従うものとする。

(解 約)

第7条 次の各項のいずれかに該当するときは、甲、乙が協議して本契約を解約することができる。

- (1) 甲が、第4条に定める費用の納入を怠ったとき。
- (2) 本契約による各条の履行に継続しがたい事由が生じたとき。

(契約書)

第8条 本契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ保有するものとする。

ふりがな _____ 性別年齢(男 女)(_____ 歳)
留学生氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ふりがな _____ 性別年齢(男 女)(_____ 歳)
留学生氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ふりがな _____ 性別年齢(男 女)(_____ 歳)
留学生氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(甲) 保護者氏名 _____ 印 _____ 留学生との関係 [_____]
電話番号 (_____ - _____)
保護者氏名 _____ 印 _____ 留学生との関係 [_____]
電話番号 (_____ - _____)
住 所 _____

※ 緊急連絡先 氏名 _____ 印 _____ 甲との関係 [_____]
住 所 _____
携帯電話番号 (_____ - _____)
固定電話番号 (_____ - _____)

(乙) 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地
野迫川村長